

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成19年4月分から平成24年3月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の85を乗じて得た額とする。 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の215」とあるのは、「100分の195」とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成24年4月分から平成24年9月分までの特別職に属する常勤の職員の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に市長にあつては100分の80を、副市長にあつては100分の85を乗じて得た額とする。</p> <p>以下省略</p>

三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成19年4月分から平成24年3月分までの教育長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成24年4月分から平成24年9月分までの教育長の給料月額は、別表の規定にかかわらず、同表に規定する額に100分の90を乗じて得た額とする。</p> <p>以下省略</p>

職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第28条 省略 付 則</p> <p>1～4 省略 (日当支給の特例)</p> <p>5 平成20年4月1日から平成24年3月31日までの職員の出張に対する旅費の日当は、別表の規定にかかわらず、支給しないものとする。</p> <p>以下省略</p>	<p>第1条～第28条 省略 付 則</p> <p>1～4 省略 (日当支給の特例)</p> <p>5 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの職員の出張に対する旅費の日当は、別表の規定にかかわらず、支給しないものとする。</p> <p>以下省略</p>

三田市民病院事業管理者の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成21年7月分から平成24年3月分までの管理者の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第4条 省略 付 則</p> <p>1 省略 (給料月額の特例)</p> <p>2 平成24年4月分から平成24年9月分までの管理者の給料月額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額に100分の95を乗じて得た額とする。</p>